

令和3年12月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年12月24日(金曜日) 13時55分～15時32分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員
(事務局)西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹
森岡人事主幹 鶴澤係長 萩原主事

議事事項

1 令和3年12月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 通勤手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 特急料金加算の要件について、異動等を起因として通勤の実情に変更を生ずる職員であることの規定を削除することとした。(第9条の2関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 令和4年1月1日から施行

3 通勤手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の概要

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う通勤手当に関する規則の一部改正において、異動等により特急料金加算を認められる職員との権衡上認める必要がある職員の規定を削除等したことにより、関係規定の削除及びその他所要の改正を行うこととした。

2 適用日 令和4年1月1日

4 通勤手当に係る特別料金等加算（厳木多久有料道路）の適用基準の取扱いについて

申請内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 申請理由

通勤手当に係る特急料金等加算については、令和4年1月1日に佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例が改正され、異動要件が撤廃されることとなった。

このことから、改正条例の趣旨を踏まえ、現行の承認内容の異動要件に係る規定を改めるよう申請があっているものである。

2 申請内容

各任命権者より提出された別添申請書のとおり。

3 検討内容

各任命権者からの申請は、令和4年1月1日に佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例が改正され異動要件が撤廃されることに伴い、改正条例の趣旨を踏まえ、現行の承認内容についても異動要件に係る規定を撤廃するものである。

（変更の概要）

現行	変更後
厳木多久有料道路利用者 （要件） ・ <u>人事異動に伴うこと（異動要件）</u> ・ 通勤距離が 45 km 以上（通勤困難要件） ・ 距離短縮かつ時間短縮（通勤改善要件）	厳木多久有料道路利用者 （要件） ・ <u>なし</u> ・ 通勤距離が 45 km 以上（通勤困難要件） ・ 距離短縮かつ時間短縮（通勤改善要件）

条例本則において異動要件が撤廃されたため、本承認通知においても、異動要件を撤廃することは適当であると認められる。

また、このことで異動に拘わらず厳木多久有料道路利用者は通常の要件（通勤困難要件や通勤改善要件）よりも緩和された規定が適用されるが、異動のない職員も、異動で有料道路利用が認められている職員と同様の取扱いをすることが、異動要件を撤廃した改正条例の趣旨に叶うことから、各任命権者からの申請内容について、申請のとおり承認することが適当であると考ええる。

5 通勤手当に係る特別料金等加算（特別急行列車）の適用基準の取扱いについて

申請内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 申請理由

通勤手当に係る特急料金等加算については、令和4年1月1日に佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例が改正され、特別急行列車を通勤のため利用する職員については、異動要件に加え、通勤困難要件が撤廃されることとなった。

改正条例の趣旨や県内の鉄道事情等を踏まえ、特別急行列車の利用により通勤時間が短縮されるものについては、特急料金等加算を認めるよう申請があっているものである。

2 申請内容

特急列車利用者の通勤改善要件を「時間短縮すること」として運用（詳細は、各任命権者より提出された別添申請書のとおり。）

3 検討内容

令和4年1月1日に佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例が改正され、特急列車の利用者については、通勤手当の特急料金等加算の支給要件である「異動要件（人事異動を伴うこと）」及び「通勤困難要件（60 km以上又は90分以上）」が撤廃されたところである。

任命権者が、特急列車について一步踏み込んで支給要件を緩和した理由は、

- ・ 佐賀県内は特急列車の運行本数が多く、特急列車を利用することで通勤時間が短縮されるなど、通勤事情が改善され、ワーク・ライフ・バランスが一層促進されること
- ・ 車のCO₂排出量削減のため、車通勤者を減らし公共交通機関通勤者を増やしたいこと
- ・ 公共交通機関の利用により徒歩通勤の機会が増え、職員の健康増進が図られること

としており、それらを達成するため、人事委員会規則で定める「通勤事情の改善及びその他の事情」を考慮し、今回別段の取扱いを申請されているものである。

特急料金等加算の制度については、他都道府県において、それぞれの地域における交通事情等を考慮して規定しており、県内の鉄道事情を踏まえると、特急列車を利用することにより通勤事情が改善することが考えられる。

以上から、改正条例の趣旨、県内の鉄道事情を踏まえた通勤事情の改善を考慮し、各任命権者からの申請内容について、申請のとおり承認することは適当であると考ええる。

6 佐賀県人事委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規則の制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

(1) 制定の理由

佐賀県職員給与条例が改正され、給与からの控除に関する規定が設けられることに伴い、人事委員会が任命する職員の給与からの控除に関し必要な事項を定める必要があるため。

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例は、令和3年11月定例県議会で可決

(2) 制定の内容

職員の給与からの控除に関し必要な事項について、佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則(令和3年佐賀県規則第54号)の規定の例によることとした。

(3) 施行期日

令和4年1月1日から施行

7 特定職員における人事委員会の定める号給数の特例について

申請内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 申請理由

職員の昇給については、上位評価である昇給区分Ⅰ又はⅡとする職員の加算昇給号給数の合計は、特定職員、一般管理職員及び一般職員に区分して、それぞれ人事委員会の定める号給数を超えてはならないとされているところである。

このことについて、令和4年1月1日の昇給日に向けて、任命権者が昇給区分を確定した日から昇給日までの期間において、予測できない人事異動や退職等が生じた場合の加算昇給号給数の特例について申請があっているものである。

2 申請内容

任命権者より提出された別添申請書のとおり。

3 検討内容

任命権者からの申請は、上位評価である昇給区分Ⅰ又はⅡとする特定職員の加算昇給号給数の合計について、任命権者が昇給区分を確定してから昇給日までの期間において人事異動や退職等のやむを得ない事由が生じた場合に限り、特定職員の加算昇給号給数の合計の特例を適用するものである。

加算昇給号給数の上限は、人事委員会が運用通知で定めているが、これは任命権者において昇給の原資を超えて昇給することのないよう定めたものであり、今回の事例においては、特定職員及び一般管理職員の加算昇給号給数の合計が人事委員会の定める号給数を超えない範囲であることから、原資以上に昇給をさせるものではない。

以上から、申請のとおり承認することは適当であると考えます。

8 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

産前・産後休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする任期付職員を採用する場合の取扱いを、国に準じて改めるため。

規則案の概要

- 1 産前産後休暇代替任期付職員について、選考による採用ができることとした。（第10条の6関係）
- 2 産前産後休暇代替任期付職員から育児休業代替任期付職員へ任用を切り替える場合に、一般の公募によらない選考ができることとした。（第10条の8関係）
- 3 産前産後休暇代替任期付職員の選考について、任命権者に委任することとした。（第25条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 公布の日から施行

9 採用選考取扱要領の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、引用条項の改正を行う。

2 施行日

公布の日から施行

10 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

江北町長及び白石町長から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、組織等の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

報告事項

1 令和3年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第3回）に係る事務の協力依頼について

佐賀県警察本部警務部長から、令和3年度佐賀県職員採用試験に係る事務の協力依頼があったことについて、事務局から概要を報告した。

2 懲戒処分について

令和3年12月15日付けで佐賀県警察本部長が行った懲戒処分及び令和3年12月22日付けで佐賀県教育委員会が行った懲戒処分について、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について